

令和4年5月23日
市民部市民課
0438-23-7254

書かない窓口「スマート窓口システム」を導入します

市民課窓口で住所変更などの手続きを行う方が、届出書に記入することなく手続きができる「スマート窓口システム」を導入し、5月30日から運用を開始します。

引っ越しなどに伴い必要となる届出内容を、職員が窓口で聞き取りながらタブレット端末に入力し、届出書を作成するため、手続きにかかる時間の短縮と負担軽減はもちろん、職員の事務効率の向上にもつながります。

1 概要

- (1) 住所変更や世帯変更などの手続きを行う方が、届出書に記入することなく、職員が必要事項を聞き取りながらタブレット端末に入力し、届出書を作成します。
- (2) 手続きに来られた方は、内容を確認いただき、署名のみを行っていただきます。
- (3) 住所変更などに伴い必要となる各種手続き（国民健康保険、児童手当など）の申請書も自動的に作成されるため、住所などを何度も書く必要がなくなります。

2 対応窓口

木更津市役所 朝日庁舎 市民部市民課 6番窓口

3 運用開始日

令和4年5月30日（月）

4 対象となる手続き

住所変更（転入・転居・転出）
世帯変更（世帯主変更・世帯合併・世帯分離など）



5 事前入力専用サイトの開設

住所変更（転入・転居・転出）に伴う手続きについては、事前にスマートフォンやタブレットなどから「木更津市手続き案内サービス」で必要事項を入力し、作成される二次元コードを窓口にお持ちいただくことで、手続き時間をさらに短縮することができます。

事前入力サイトは、下記URLまたは二次元コードからご確認いただけます。

木更津市手続き案内サービス <https://sumado.jp/chiba/l2206>

